

最近の学内情勢

一九六九・八・十一

《大学》

現在、同志社大学では、今出川キャンパスの大部分の校舎・建物が、無期限に封鎖され、大学も、全講義を休講している。そして、四度にわたる京都府警の学内立入捜索をうけ、解決の糸口がみつからないまま事態はますます悪化している。

先号につづいて、その後の学内情勢の推移と、現状を、「同志社大学広報」十三、十四臨時号より抜粋転載し報告したい。

＊

今出川校地の建物は、ほとんど封鎖された

まま、夏期休暇にはいり、学内は表面的には平静にかえった。

しかし一方、「大学の運営に関する臨時措置法」は、八月三日国会で強行採決され成立した。これに対し、人文科学研究所、商学部教授会はずきの抗議声明を発表した。

アピール

大学立法に反対します。

政府自民党が当該法案の成立によって意図する権力による学問研究と教育の統制は、何ら現下の大学問題の根本的解決に資しえませぬ。加えて、世論の無視と実質的審議の回避による強行採決は、議会民主主義の歴史に一大汚点を残すこととなります。

かさねて、反対の意志を表明いたします。

昭和四十四年八月二日

同志社大学人文科学研究所

キリスト教社会問題研究会

代表 篠田 一人

声 明

一昨日、参議院において国会史上空前ともいふべき強引な方法によって「大学運営臨時措置法案」が可決された。

この法律は、去る五月二十四日国会に提出されて、衆参両院の文教委員会ですれも強行採決され、ことに参議院においては、文教委員会でも、本会議でも、まったく審議が行なわれず、抜き打ち的に採決が強行されたのである。

われわれは、さきに、この法律は大学の自主的改革的努力を困難にし、むしろ大学の自治を破壊するものであるとして、これに強く反対の意志を表明するとともに、またこの法律が成立しないよう努力を重ねてきた。しかもこの法律に反対するわれわれの意志と行動は、また同時に、全国におけるほとんどすべての大学の共通の意志と行動であるのみなら

ず、良識ある大多数の国民の共通の意志と行動でもある。

にもかかわらず、政府は、きたるべき「七〇年安保」あるいは「沖縄返還」の問題にそなえて、国内の抵抗、ことに学生の抵抗を抑圧する手段として、この治安立法的性格の強い大学法を、今国会において、ぜひとも成立せねば「内閣の命運」にかかると考え、国民不在の異例の強行採決をあえて行なったのである。

しかしその結果、国会は、もはや「国権の最高機関」として審議をつくす場ではなくして、たんに政府の「独裁政治」を行なう一機関となりはてて、国民の国会に対する信頼はまったく失われ、議会制民主主義の存立そのものがあやぶまれることになったのである。

この法律の目的は、政府の説明によれば、大学紛争の自主的解決を助けるために、学生の暴力を大学から排除することにあるといわれているが、じつはこの法律そのものが、政府の圧力による強行採決という一種の暴力行為によって成立したのである。

したがってこのような法律が、大学紛争の真の解決のためにどれだけ役立ちうるかまっ

た疑問であり、われわれは、むしろこの法律は紛争をこじらせて真の解決のためには有害であるとさえ考える。しかもこの法律は、手続上においても、その採決の有効性がきわめて疑わしく、無効であるとさえ考えられる。

かくして、われわれは、この度の政府の強権的な行動は、国民の信頼に背反し、議会制民主主義を危くするものであると断じ、その責任を追求し強く抗議するとともに、大学問題の根本的な解決は、大学人みずからが自主的解決を進めることによって、はじめて可能になるものであることを再確認し、事実をもってこの大学法がまったく無用のものであることを示す決意があることを明らかにするのである。

昭和四十四年八月五日

同志社大学商学部教授会

また八月三日、文学部教員一同は、同法成立に抗議して、円山公園までデモ行進し、市民に次の抗議文を配布した。

政府・自民党の大学立法強行採決に抗議する

ほとんどすべての大学関係者をはじめ国民の多くが、大学運営臨時措置法案に反対し、慎重に審議することを要求してきました。にもかかわらず政府・自民党は、八月三日夜の参院本会議で、なんら審議することもなく起立採決を強行しました。このような行為は、議会制民主主義の初歩的原則さえもふみにじったファッショ的暴挙でありましょう。われわれはこの法案の採決の無効を主張するとともに、その実施と適用をあくまで拒否する意志を表明せざるをえません。

さらに今国会においては、大学立法をふくめて十数回におよぶ強行採決という事態をみせつけられました。このような政府・自民党の民主主義破壊の行為に対して、われわれは憤りと深い不信の念を抱くものであります。

内閣は総辞職し、総選挙によって信を国民に問うべき道義的責任があると考えます。

一九六九年八月九日

同志社大学文学部教員一同

その後、八月末頃から学生の動きは活発化し、八月三十一日、工学部闘争委員会により扶桑館が封鎖された。この封鎖に対し、工学

部化学系教室会議は、次の声明をだし、解除をよびかけた。

声 明

化学系教室会議は、このたびの封鎖に対して驚きと強い憤りを感じている。周知のように、工学部は実験を主とする学部であり、実験の場を封鎖することは、われわれの教育研究活動を著しく制約し、また教職員としての生きる権利を侵害することを意味する。同時に、封鎖によって化学系学生の学ぶ権利をも一方的に否定したことになる。

なお、化学系建物の中には諸種の危険物があり、保安の立場からも危険きわまりないことである。したがって、一刻も早く封鎖を解かれることを期待する。

昭和四十四年九月三日

工学部化学系教室会議

この化学系教室会議の声明に対し、化学系闘争委員会準備会および工学部闘争委員会から、それぞれ次の抗議文が発表された。

化学系教室会議声明文を弾劾する

自己の生活基盤をまもることのみに狂奔して、T闘委がバリストをもって提起した本質的な問題を自己自身の問題とすることなど、十年一日のごとく科学を絶対視して、その科学の人間生活において還元されるべき社会状況を何ら振り返り見ず研究と生活が保障されるならば、如何なる研究でも行なうというような現在の状況を見るならば、真に犯罪的としか呼びようのない、まったくの科学職人になりさがってしまっている。

このような無能で自己閉鎖的思考様式しかもたない科学者の研究と成果など百害あって一利なしとしか考えられない。今まで陰險に隠蔽されてきた化学科の教員諸氏の仮面は、この声明文によりはがされ、その本性を吐露した。我々はここに、現代資本主義社会の一環として組みこまれていた大学としての機能を再考し、なぜに、何の研究かと、とらえなおして見る必要を痛切に感じている。それ故に、我々は研究の日常性を否定し人間としてみた、工学者としてあるべき姿、また現体制の矛盾を打破すべく化学系闘争委員会準備会を結成し、闘争を開始することを宣言すると同時にバリケード封鎖を断固支持する。

昭和四十四年九月四日

化学系闘争委員会準備会

化学系教室会議声明文への見解
我々工学部闘争委員会は、F館を無期限封鎖中である。

これまさにファッショ的国家権力と我々の提起した問題の質に何ら対応できないでいる大学当局に対する燃えたぎる憎しみと怒りを表現するものである。化学系教室会議なるものは声明を発表し、その内容たるや、全く一連の全国共闘運動の提起したことを認識しておらず、今回のような悲しむべき声明を出したことに我々はこっけいさを感じるものである。

実験を主とする学部とあるが、まさに実験することの本質、科学することの階級的利害を何ら認識しておらないことは全く犯罪的であり、いたずらに自己の利益のみにとっつかれ資本の要請する科学技術を志向するものである。

資本は人民に利益をもたらす以上になお、それを上まわる利益をその手中におさめるものである。

まさしく、それは、人民の抑圧と搾取の上
になりたつブルジョア科学技術その論理であ
る。

我々は、ブルジョア科学を粉砕しなければ
ならない。

全ての工学部の人間に申し上げる。実験し
科学することの本質的、根源的な意味、「教
職員として生きる」ことの意味をそれほどカ
タクないであろう頭で自ら再び考えなおすこ
とを求める。

昭和四十四年九月四日

工学部闘争委員会

九月五日、工学部大学院第一次入学試験が
専真館でおこなわれたが、全共闘の学生が、
試験中の教室に乱入し、妨害したため、試験
は一時中止された。その後、入学試験は試験
場を変更して行なわれた。

また、九月三日付の化学系教室会議の声明
に対し、化学系大学院有志から次のアピール、
さらに翌六日には公開質問状がだされた。

精神的バリケードの内から

化学系大学院有志は、このたびの化学系教

室会議の声明に驚きとその無知無能さに強
い憤りを感じている。周知のように化学系教
室会議は、これまでにもなし得ない機能を
有するものであり、何もし得ない教室会議
が、我々院生の研究を管理することは、我々の
研究活動を著しく制約し、また、研究者に対
して研究する権利を侵害することを意味する。
同時に化学系教室会議の何もなし得ない機
能によって化学系学生の学ぶ権利をも一方的
に妨害したことになる。

なお、化学系教室会議のお話し合いの中に
は、諸種の危険があり改善の立場からも危険
きわまりないことである。

したがって一刻も早く大学問題に真剣にと
りくまれることを期待する。

なお、大学院生が扶桑館を管理すれば危険
のないことを付記する。

昭和四十四年九月五日

化学系大学院有志

公開質問状

化学系教室会議へ

今度の化学系教室会議の声明は、単なる衝
動的判断に基づいたものであり、何ら問題の

本質的解決をめざしたものではない。

従って我々は、教室会議に以下の責任を問
いたい。

教室会議（もしくは教授会、その他全学に
おける決定機関）においては、研究教育とは
どのような目的をもつものかといった点につ
いて具体的明確な態度をこれまでに示してい
ない。

これは自らの真の教育研究を問わず、まが
りなりにも卒業させるということの問題の解
決としていっているところにある。

このような現在の教育体制に問題はないの
か。

「私個人としては、こう考えるが教室会議
では統一見解ができないからどうしようもな
い、云々」と言ったようなまったく管理能力
のなさを暴露し、学生を無視してノホホンと
した態度であっているのか。

このような態度を考えると、もはや問題解
決の意志がないと見なせるが如何か。

あなた方は「大学問題検討委員会」の存在
を云々するであろうが、今までに具体的な問
題を提起してきたかどうか。

我々は一切知らない。

それは、封鎖にたいする姑息な延命対策に過ぎなかったのではないか。

研究の本質を見きわめ得ず、その結果生じた教室会議に対する学生の不信不満は、単にバリケード対策だけで解決されるものではない。

現在、提起されている問題を失わず学園問題に還元し、さらにその枠を広げて行かなければならないのではないか。

以上の質問に対して化学系教室会議に九月十二日に誠意ある回答を要求する。

昭和四十四年九月六日

化学系大学院生有志三五名

九月十二日、大学評議会は、九月十六日からの後期講義開始について、未封鎖の教室等を使用して、可能なかぎり講義をおこなうことを、前期方針のとおり再確認した。

《京都府警の学内立入搜索①》

九月十二日、二十一時頃、遠藤汪吉学長代行に、中立売署長から、「重要な件について至急おはなしたい。もし、都合がわるければ、学長代行が一任できる方でもいい」との

電話があった。そこで植田学生部長、小橋教務部長、駒井総務部長が中立売署長と会った。要旨は、九月五日、日比谷公園でおこなわれた全国共闘連合結成大会での乱闘事件に関連して、警視庁が同志社大学に対する搜索令状をとり、京都府警にその搜索を依頼してきたもので、明朝搜索する。したがって、そのための立会人をえらんでほしいというものであった。

大学としては、このような搜索令状がでるにいたったいきさつ、内容等についてたずね、学園の現状をふまえて遺憾の意を表明したが、搜索令状がだされている以上、大学の意向にかかわりなく執行されるため、やむなく立会人をえらぶことを約束した。

その後緊急対策委員会を開いて立会人を人選し、その本人の承諾を得た。

九月十三日、五時すぎ、大学代表は今出川御門内で捜査差押許可状を提示された。その内容は、被疑者花園紀男にたいする暴力行為等処罰に関する法律違反、ならびに兇器準備集合罪・被疑事件につき、学内十力所（有終館・致遠館・神学館・弘風館・至誠館・理科館・明德館・扶桑館・啓真館・寧静館）を

搜索するというものであり、午前五時三十分から搜索がはじめられたが、いずれの建物にも学生の姿はなく、九時五十分ごろには搜索は終了した。

全学共闘会議は、九時五十分、学内搜索終了後、ただちに明德館前で抗議集会を開くとともに、各建物をふたたび封鎖した。

《京都府警の学内立入搜索②》

九月十三日、一七時頃、遠藤汪吉学長代行に、中立売署長から会見の申し出があったが、学長代行不在のため、一八時頃、山本学生課長に会見の申し入れがあった。一八時五〇分頃、橋爪警備課長ほか一名が、学生課長宅を訪れ、午前の搜索につづいて、同じ理由でさらにハワイ寮、此春寮、大成寮、大学会館別館を搜索したいから立会人四名を、大学からだしてほしいとの申し入れがあった。

学生課長は、突然のことでもあり、学長代行も不在のため連絡がとれず、また別館、学生寮は学生自治の問題もあるので立会いを承諾することは困難であるとして、立会いをことり、搜索による混乱をさけるため、一九時二十五分頃、前記三寮に搜索の件について連絡した。

以上の経過によって、ハワイ寮は一九時三十分頃、此寮は一九時五十分頃、大成寮は二〇時十五分頃、別館は二〇時五〇分頃搜索が開始され二十三時一〇分頃別館を最後として搜索はすべて終了した。

以上の京都府警による学内搜索に対して、此寮闘争委員会、ハワイ寮、大成寮反戦闘争委員会から次の声明がだされた。

昨十三日、凶器準備集合罪の疑を理由として不当にも午後七時三〇分頃、此寮をはじめとして、大成寮、ハワイ寮、学生会館別館へ官憲約五〇〇名が乱入した。我々此寮生は、ただちに寮集会を開き前記の事件を討議した結果ここに怒りをもって糾弾声明を発する。

糾弾声明

今回の乱入は、世界資本主義の動向すなわち、ポンド、ドル、フランの危機とマルクの相対的騰貴に対応して、七〇年安保を基盤としながら、日本経済を帝国主義的再編して国際市場への進出を戦後政府のふりまいた平和

と民主主義という幻想をかなぐりすてて強圧をもって目指す政府ブルジョアジーがその危機を敏感に感じとった労働者学生への行動に恐怖を感じ、騒乱罪適用、殺人罪適用、大学立法国会強行通過など、あらゆる型態の弾圧の一環として予防検束の性格をもつものである。

今回の官憲による寮内への不当乱入は大学立法が大学に対する単なる「大学自治」の侵害や敵対ではなく、国家権力が与えてきた幻想としての「大学自治」や「民主主義」では大学や社会を律しきれなくなったことの公然たる告白である。

と同時に、国家の帝国主義的再編を妨げる者への弾圧攻撃であり、単に戦闘的学生労働者のみならず全ての労働者階級、自由主義者へのその波及は決して遠くないだろう。

そのような国家権力の経済的社会的変化の根底からくる現象を認識せずして、いたずらに「大学の自治」や「民主主義」「自由」の回復や擁護を叫んだりお願いしてもそれは権力への幻想によりかかき国家権力の実体そのものから故意に目をそらす役目しか果さないだろう。

今、我々に必要なものは、そういった失わ

れた幻想をなつかしむことや擬似「大学自治」「民主主義」で自慰することではなく、厳しい現実を、そして困難な未来を受けて立つことではないか。

一九三〇年代におけるドイツ左翼の量的拡大と、それにづくファシズムによる完璧な敗北。

昭和七、八年日本における反体制運動の興盛と天皇制ファシズムへの傾斜は、我々にとって単なる過去ではなく、生きた現実として受けとめられなければならないだろう。

今あるのはファシズムか……。

ただ、それだけだ。

昭和四十四年九月十四日

此寮闘争委員会

抗議声明

九月十三日PM7・30完全武装の京都府警機動隊は同志社フレンド・ピース・ハウス（通称ハワイ寮）に突如乱入し一方的に家宅搜索を行なった。

搜索状にいう社学同赤軍派に関する証拠物件云々という口実のもとに全寮生とディレクターの居室に立ち入り各寮生の私物を検索し

た。

しかし、証拠物件を見出せない彼らはやむを得ずキャンパスで配布されている二点のビラを押収したにすぎなかった。

それは明らかに官憲による寮構成員の思想調査であり、すなわち国家権力による基本的人権の侵害である。同志社フレンド・ピース・ハウスは、一九三六年設立以来、反戦平和友愛を基調とする国際親善増進機関として微力ながら国内外にその運動を展開してきた。このたびの機動隊乱入および思想調査は、フレンド・ピース・ハウス共同体そのものの弾圧であり、我々は断固抗議するものである。

また、捜索にあたり何らの措置も講ずることのできなかつた無力の大学当局にもその責任の釈明を求めるものである。

一九六九年九月十五日

同志社フレンド・ピース・ハウス

(ハワイ寮)

(署名二二名省略)

抗議声明

大成寮反戦闘争委員は、十月十一月安保、

沖縄闘争の大衆的決起を前に恐怖した治安当局により屈辱的な弾圧を全身の怒りをこめて糾弾する。

京都府警は、去る十一日未明、今出川学舎さらに午後七時を期して全寮協各寮を九月五日の学生間衝突を口実に凶器準備集合罪容疑で強制捜索し、被疑事件と全く無関係な書類ヘルメット、タオル、軍手等を不当に押収した。六七年羽田以降国家権力との実力闘争を闘い抜き、現在、同志社闘争を非和解的に戦っている我々は、この強制捜索を我々の運動にたいする弾圧と受けとめこの攻撃を粉砕することを訴える。

昭和四十四年九月十五日

大成寮反戦闘争委員会

九月十四日、文学部共闘、拡大国文共闘より同志社を再度完璧に封鎖する旨の封鎖貫徹宣言がだされた。

封鎖貫徹宣言

我々が自らを復権する闘いとしてのバリケード闘争七〇年安保闘争は、この矛盾たらたらの現実そのものを素材として行なわれる創

造行為、革命であるが故に、全国にまき起こった大学闘争全人民的階級的闘争に色をなした。国家権力は破防法体制予防検束を開始し、我々のバリケードは物理的に破壊された。

彼らのピントはずれた破壊行為にたいして我々は質的バリケードを通じて権力の目玉をひきむく闘争をさらに展開するであらう。

かつ、また、すでに中教審答申の内容を體現し、産学共同路線を貫徹してくる大学当局にたいして我々は「大学解体」を具体化するべく全校舎を再度封鎖し、全ての事務機能を停止させるであらう。

考えても見よ。傍観的教授、無関心教授よ。その態度そのものが体制的であり体制協力であることを、当局もまた、治安立法下におかれた自らの責任を追及してみよ。

マスコミには、当局の考えが述べられても学生には明示しない無責任さをどのように弁明しようというのか。我々は、ただ一人の教授をも決して許しはしない。覚悟して学生の面前に姿をあらわした方がよからう。

また、日共諸君。

ドブネズミのように大衆のかげに見えなく

れしつつ我々の闘争の小股をすくうような行為は止めた方がよい。君達は問題外。我々は宣言する。全同志社を再度完璧に封鎖し徹底的に国家権力を粉砕する闘争を展開すること。

昭和四十四年九月十四日

し共闘・拡大国文共闘

九月十六日、新学期の開講については、講義は可能なかぎり行なうとの方針にしたがって、新町校地（商業高校の紛争のため臨光館をのぞく）の教室を中心にして講義が行なわれたが、全共闘の学生が、一般学生に授業放棄を呼びかけ、さらに講義担当者に対しても講義をしないように説得した。

同日、十二時から明徳館前で、全学闘による集会が開かれ、神学部闘争委員会および大学院闘争委員会から次のアピールがだされた。

全学闘運動の再編を

九月十三日早朝、同志社に乱入した一千余名の機動隊は、その後狂気のごとくに、学館、此春寮、大成寮、ハワイ寮に踏み込み、我々の全学闘運動に挑戦してきた。この事実

は、まさに権力の質の変更を示している。マスコミで報じられているような、赤軍派の武装蜂起の予備検束だけではなく、まさにそのことの口実の元に、関西において唯一、権力が手を触れていない同志社に既成事実を作り上げたわけである。この権力の狂気振り

は、まさに権力の質の変更を示している。すなわち、同志社全学闘が、十一月訪米を中心とする安保決戦にむけて、その戦力を貯えてきたが、その決戦を待つまでもなく、権力が先制攻撃をかけてきた。このことは、一つには権力ブルジョワジーの動揺を示していると同時に、革命的大衆の蜂起に先制を加えることによってあらゆる運動を圧殺してブルジョワジーの安泰を計ろうとするあらわれである。

だから我々は次のことを確認しなければならない。今後の全学闘の運動は、国家権力との実力闘争を軸にして展開されるということ。

具体的には、その暴力装置たる機動隊との攻防戦を媒介にして、我々の闘争が展開されるということ。そしてこの闘争を支える我々の質が徹底的に問われているところである。

それを可能にする唯一の方法は、我々が全学闘運動を総括することの中でハッキリその

限界を見てとり新たな質をそなえた組織へと再編することである。権力により我々の全学闘が崩壊させられるのか、我々自らいままでの全学闘を解体してさらに飛躍した組織へと止揚するか二者選択が迫られている。すでに各学部闘争委員会から姿を消していった多くの同志を、我々は弾劾しなければならぬ。

なぜなら彼らは自ら全学闘運動を個別主義に限定して、全学闘運動が担っている闘いの全人民的課題を放棄してしまったからである。確かに我々の出発点は個別の学問の問題、大学制度を内包し、それに解体をつきつける中から、その問い自体のもっている限界性をその都度克服しつつ、ようやく権力闘争という形態をとるにいたった。もはや東大闘争が残した自己否定の論理は何ら闘争の普遍的課題でも何でもない。全学闘運動は今や明確に、階級闘争の質を持つことが緊急な課題である。

大学解体は階級闘争の中で位置づけられる。全学闘がここまで実践を媒介に行きつかねば、それは個別改良主義に陥り、自らのブル性を露呈して闘いは終焉をつけるだろう。

情況が我々に強いる切実な課題は、今や我々が予防反革命の前に倒れるのか、それと

も我々が闘いぬき、新たな階級闘争の地平を切り開けるのかという点にかかっている。

そして後者を闘いぬき、革命情況を作り出すためにも我々は意識的にも自らきたえておかねばならないし、全学闘運動にも新しい組織性、そして何よりもプロレタリア人民と結合して戦う世界性を要求されている。

全学友諸君!!今や様々な右翼反革命が続々と登場してきている。それらは今日の情況を的確に捕えられないところから生じる現象なのであるが、明確に全人民の敵として生長しつつある。すなわち日共II民青であり、国際勝共連合等々である。我々は機動隊に対してと同様彼らを粉碎しなければならぬという二重の闘いを組まねばならない。

諸君にハッキリさせておこう。民青のいう「自治」とは現実社会の中で、大衆みずから胸の中に圧殺してしまった願望が吐息となって結晶化された姿であるということ、そして国際勝共連合のいう国家は、支配階級の諸個人が、彼らの共通利害を主張する形態、そして、一時代の市民社会全体が集約されている形態である。だからその結果として、すべての共通の制度は国家によって媒介され、一つの

政治的な形態をとることになる。この認識は同時に大学の当局者にも向けられよう。彼らが、いかに「法」の前に無能であるかは、今や大学がハッキリと国家の暴力装置と一体となり、正常化をはかろうとしていることに表われている。大学立法に反対声明を出しつつ機動隊乱入で大学を正常化しようとするこの当局の奇形の論理に対し、我々はあくまで大学解体をつきつけるであらう。そして大学を安保決戦の砦とすべく封鎖貫徹を闘いぬく!!そして権力打倒まで闘いぬく鉄の意志を持つた隊列を再組織して諸君の前に登場する。すべての学友諸君は機動隊乱入に抗議せよ!!無能な大学当局を弾劾せよ!!

昭和四十四年九月十六日

神学部闘争委員会
大学院闘争委員会

九月十七日、全学闘による講義反対の動きもほとんどなく、新町校地における講義は、十六日にくらべて順調に行なわれた。

九月十九日、新町校地が、二十一時頃に、全共闘の学生により封鎖され、さらに博遠館、講武館も工学部共闘の学生により封鎖さ

れた。

九月二十日、新町校地、および博遠館、講武館への封鎖拡大のため、「本日は全科目を休講とする」旨大学名で掲示がだされた。

九月二十一日、十三時三〇分頃、十数名の学生らしい者が、南通用門の前の今出川通に机、椅子をもちだし、バリケードを築き、火炎ビンが投げられたりして、混乱した。

九月二十二日、二十日と同様、全科目休講とする旨掲示がだされた。正午前、新町校地正門で封鎖反対の学生が、一時バリケードを撤去したが、その後、再封鎖された。

京大の機動隊導入による封鎖解除に関連して正午すぎから、全関西共闘会議の決起集会が明徳館前で開かれたが、その後、デモ行進で烏丸通にて、烏丸今出川交差点にバリケードをつくって火炎ビンを投げた。同時に烏丸今出川派出所に火炎ビンが投げこまれた。

その後、デモ隊や群衆は、機動隊と大学会館周辺で対峙し、一時間あまりにらみあいがつづいた。その間、機動隊は、群衆をおいながら、数度にわたり大学会館敷地内に立ち入った。

なお、その直前、学長代行あてで中立売署よ

り、学内の立入りについては、あらかじめ連絡するが緊急の場合は、連絡できないときもあるのでご了承願いたい旨電話があった。

九月二十四日、大学は当分の間、全科目を休講することとし、その旨全学生に公示した。

九月二十日、全学闘争委員会による封鎖が、新町校地へも拡大されたため、講義は一切不可能になった。後日、大学評議会は当分の間全科目を休講することを決定し、キャンパスにはほとんど学生の姿はみられなくなった。

九月二十七日、紛争の激化にともなう、学園内での火災、死傷事故のおそれが強まってきたため、防火管理の徹底とともに、万全の防災体制をとるよう、京都市消防局長から次の要請があった。

発消予第八六五号

昭和四十四年九月二十五日

同志社大学

理事長 秦 孝治郎 殿

京都市消防局長 岩 林 七五三雄

紛争中の学園における防火管理についてご承知のように、紛争は全国的にさらに激化の一途をたどる傾向が見受けられ、火災予

防上もきわめて憂慮される状態になっております。

ついては、災害発生に備えての事前対策ならびに発生時の措置について、次の事項に留意され、さらに自主管理を強化するとともに、必要な事項については所轄消防署とより一そう連絡を密にして、有事に備え、一体的な最善の処置が講じられるよう配慮されたく要望します。

記

1、事前措置

(1) 消防計画を再検討のうえ、紛争中のため実状にそわない事項については、暫定計画を樹立するとともに、関係者に十分周知徹底しておくこと。

(2) 必要に応じ、警備要員の増強配置を考慮するとともに、警備担当員に対しては、火災の早期発見、早期通報の措置、ならびに消防用設備等の使用、取扱いを徹底し、適切な措置が講じられる体制を確保しておくこと。

(3) 消防隊の使用する消防水利の保安管理につとめるとともに、進入または活動に支障をおよぼすおそれのあるときは、あ

らかじめ通報すること。

(4) 危険物管理については、特に次の点に留意し、管理の徹底を期すること。

ア、危険物の学内持ち込みは、研究、実験等に必要な最小限の数量とすること。
イ、学内全体の危険物について、総括的な管理責任者を定め、在庫管理を厳重に行なうこと。

ウ、実験室等での保管は極力さけるとともに、危険物貯蔵所等は施錠を確実にし、警備員等の巡回による十分な監視をはかること。

エ、学生等が大学構内に危険物を持ち込まないよう、また、学内から持ち出さないよう十分な監視と指導に努めること。

(5) 学生等により閉鎖されている学舎について、代表者等を通じ火災予防を強調して、自覚をうながし自主的な防火管理体制を確保するよう指導につとめると。

(6) 学園関係者と消防署との連絡協調を密にして、学園紛争に伴う災害防除に対処すること。

2、災害時の措置

(1) 火災は、規模の大小にかかわらず、すみやかに消防機関に通報すること。また、通信線が切断された場合の学外からの通報も考慮しておくこと。

(2) 消防隊（救急隊）が現場に到着したときは、必要な情報を提供するとともに、誘導に当たること。

以上の要請にしたがって、二十七日早朝、大学は新町校地正門のバリケードを撤去したが、これに対する妨害もなく、平穩におこなわれた。これは、建物の管理、防災の立場からの措置であって、消防車の入り口を確保したのである。

九月二十九日、文学部共闘会議は、教授会および各教授に対して、次の公開質問状をだし、その回答を同日十三時より明徳館前で開かれた団交で求めたが、出席した教授は少なかつた。

文学部教授会ならびに教官諸兄へ公開質問状
現在の同志社における状況は、九月十三日の今出川キャンパスへの機動隊乱入とバリケ

ード解除であり、そうして九月十六日以降の新町キャンパスでの授業再開であった。それに対して文学部共闘会議は、十三日に今出川キャンパスを再封鎖し、二十日の新町封鎖↓全学バリでもって応えた。この一連の行為は何を示すのか？ 我々はこれらの行為の中に諸々の△思想性▽をはっきりと読みとることができる。

我々は六月三日以降M・S・K館を（それ以前には神学館を）△無期限バリケードストライキ△で圧倒的に、大衆的に勝ち取り、六月七日にはN館の封鎖を実現した。我々は「大学立法」が上呈されようとしていたとき、それが単なる政府の「大学の自治」の侵害としては受け取らなかった。そうしてその当時、教官諸氏も一般的にこの法案に対し「反対」され、「バリケードの意義はある程度認める」とのことは大衆団交においても確認されていた。しかしながら過去一年有余にわたる学園闘争において問われたことは、教官諸氏が無前提に認めている「大学の自治」「学問の自由」そのものであった。「自治」「自由」の概念が「平穩」や「何をしてもしよい」——いきつく所は幻想なのだが——と

いうことに置き換えられてしまっている現在、我々はその実体を問いつづけた。我々はその表現として△無期限バリケードストライキ▽を展開した。すなわち我々は知識人として最低限必要な自立した思考性を△無期限スト▽として表わし、それを内実化（物質化）すべき論理性を△バリケード▽として表わした。そのことによって我々は「自治」や「自由」が権力との緊張関係においてのみ可能だと答えた。しかし同志社の現実の姿は、教育資本の論理が貫徹している——具体的に大同志社構想であり、特に工学部における産学共同路線である。そうしてその論理は学問の持つ論理を制圧している。そのことは遠藤文学部長がいみじくも「教授会の空洞化」という言葉を吐かれたように、無責任官僚体制が貫徹した姿そのものである。即ち大学当局は、管理者が存在することを不明確にすることによって、学内での管理——非管理関係を見事に隠蔽した——これが現代の管理社会における資本の論理なのだ。

我々ははっきりという、同志社において「大学の自治」や「学問の自由」などは決して存在しないと。あるとするならば、同志社

資本のためとしてある。教官諸氏が抱いておられる「自然」や「自由」は、かつて物質化（現実化）することができなかった、またすることができないであろうプラトニククラブである。——少くともプラトニククラブは口に出さず一人心に秘めておくもの。しかしながらその割に諸氏は非常に合理的である。あっさりとして「学者」や「教授会の一員」や「教育者」をその場その場において使いこなされる。全く没主体的といってもいい過ぎでない。まさにブルジョア社会の要請する近代合理主義そのものである——ここにも資本の論理が貫徹している。いったい諸氏の「視点」はどこにあるのでしょうか。

八月に「大学立法」が強行採決されるなか、我々は暑い夏をバリケードを基軸として苦しい闘いに取組んでいた。「生きる」という語が「闘う」という語に一体化したところで我々の存在を存在させるために。教授諸氏は何をなされたでしょうか。その成果を是非お聞きしたい。

「大学立法」の背景は六十年代において日本独占資本が帝国主義段階に突入する中で、国内の帝国主義的再編の一環として、七十年

代の日帝の確立を急務とする戦略課題であることは明白である。（我々はこれを「大学の帝国主義的再編」と呼ぶ）だからこそ政府は「議会」をも無視して成立させたのだ。そうして十一月の佐藤ニクソン会談が、日帝の要である「安保」をなし崩し的に強化しようとしているのだ。学園闘争も社会総体の中に位置しているゆえ、バリケードははっきりとそれを射程距離に入れているのだ。だからこそ十三日の国家権力の徹底した強制捜査、破防法体制は、「十一月」から逆規定した闘う主体に対する予防弾圧であり、それ以後の戒厳令状態、機動隊の常駐は七十年代に予想されるファシズム体制である。そのようなとき、教官諸氏が我々に投げかけた答えは「闘争の黙殺」と授業再開と新町封鎖に対し「自分の間休講」という管理的発想、かつ大学治安立法と変わらない措置であった。これらの一連の行為に対して、我々は満身の怒りをこめて抗議し、かつ教授会とその成員一人一人にこれらの事態についての考えを学生大衆の前で明らかにしてもらったため二十九日の文学部大衆団交を設定した。この公開質問状の回答をその場でいただきたい。

昭和四十四年九月二十九日

文学部共闘会議

経済学部ゼミ闘争委員会により、十八時三十分、図書館内のアメリカ研究所、および経済学部研究室が封鎖された。さらに二十一時全共闘の学生により出納課が封鎖された。

九月三十日、昨日につづいて文学部教授と、文共闘との団交が、十三時から至誠館二番教室で行なわれた。

十月一日、工学部化学系大学院生有志は、化学系教室会議のメンバーに対し、次の質問状をだし、七日までに回答を求めた。

化学系教室会議を構成する個々の先生方へ質問状

一般の対話集会及び化学系大学院有志からの質問状及びその回答等から化学系教室会議としても前向きに問題に対処していこうという姿勢は良くわかりました。我々院生としても可能な限り大学問題を追求し社会との関連においても大学の機能を失なわないよう努力していきたいと考えています。ところで大学改革のため及び大学の機能を考えるため以下

の間に關して化学系教室會議個々のメンバーに對して誠意ある回答をお願いします。

(1) 講義課目及び教師の請求權について

大学院の講義内容の形骸化をなくするためには常に教師院生共に良い講義をし、また積極的に学ぶ姿勢を保つためにも院生のカリキュラム参加を、認めるべきだと思います。

(2) 研究助手の増員について

大学特に工学部において息の長い良い研究がなされるよう、又学部院生へのきめ細かな指導がなされるよう大量に不足している研究助手の増員が必要であると思います。

(3) 本学出身教員について

エレベーターの本学出身教員の質の低下をなくするために同志社大学及び大学院を卒業してから講師になるまでに少なくとも二年間は国内、国外留学をさせるべきである。

(4) 測定機器の共有化について

研究が進むにつれ高価な測定機器が必要となり個々の研究室では持てないものとか共有した方が有効的に使用できるものにつ

いてオペレーターを置いて共有する。(例えは電子計算機のように)

(5) 卒論生と院生の關係について

院生が卒論生及び学生実験を指導しているような面がうかがわれ四回生からは院生の下受けのような感じが持たれていますがこの点はどう思われますか。

(6) 機動隊導入に關して

研究教育の自由及び自治を有すべく、大学に大学人自らが紛争解決の手段として機動隊を導入することは絶対にするべきことではないと思います。

(7) 社会の中における大学のあり方について先生なりの見解を述べていただきたいと思っています。

昭和四十四年十月一日

以上

化学系大学院有志 代表 和田 豊 司

回答期限 十月七日

《京都府警の学内立入搜索》③

十月二日 八時四十五分、遠藤彰学長代行代理に中立売署より電話があり、最近の京都における一連の事件に關連して本日九時より学内の搜索をしたいので至急立会人を出して

ほしいとのことであった。

学長代行代理よりの指示を受けて総務部長が大学正門に到着したのは、九時数分過ぎであった。その時点では、すでに搜索責任者が大学門衛所に搜索令状を提示し、キャンパス内にはいったあとであった。総務部長は、植田学生部長とともに弘風館前で大学代表として再度責任者に搜索差押許可状の提示を求め、搜索理由をただした。その内容は、被疑者出口春彦(口頭による説明によれば所属大学不明)にたいする往来妨害、放火、兇器準備集合罪、公務執行妨害被疑事件につき学内五カ所(神学館・弘風館・明德館・扶桑館および寧靜館)を搜索するというものであった。九時十五分頃より各建物の搜索がはじめられた。一部の建物の中には学生らしき者が数名いたが搜索責任者および立会人の指示で退去し、特にトラブルはなかった。

この搜索とほとんど時を同じくして、九時十分、大学会館別館にも別館門衛所に搜索差押許可状を提示して立ち入った。さらに十一時二十六分、第一従規館内のマルクス主義研究会・反戦会議・マンガ研究会のボックスおよび博遠館にもそれぞれ別の搜索差押許可書

でもって立入り捜索がおこなわれた。

十四時近くによくやく学内捜索はすべて終了し、その後学生により正門、西門が再度封鎖された。

十月二日、工学部教授会および各教授に対して、工学部各学年有志、各学科大学院有志、教職員有志、および工学部闘争委員会より次の公開質問状がだされた。

工学部教授会及び各個人 教員に対する公開質問状

一九六九年秋をむかえて、全国の学園闘争はますます激しさを加えています。特に十、十一月は佐藤訪米阻止安保決戦として大きな盛り上がりが予想されています。安保条約改定期の一九七〇年は、いろいろの意味で日本の将来を決定する重大な年となるでしょう。

日本の資本主義体制は戦後大きな幸福にめぐまれ、朝鮮戦争日韓条約などを経るなかで世界にまれな高度成長をとげ、まさに独占資本主義↓帝国主義の段階へと突入しています。その結果、資本主義体制内に本来内包されている矛盾はますます激化し、もはやそれを人民に対して隠しおこせるような段階では

ありません。一九七二年以後と目される日本経済の頂点以降は、二十余年つづいた高度成長の終末であり、それ以後の日本帝国主義の生きのびる道は東南アジア侵略と国内ファッショ化以外あり得ないと考えられます。

その予備的な編成がいわゆる帝国主義的再編であり、すべての分野における中央集権化、戦後民主主義をましくず的に破壊するものであります。本質的議論が影をひそめてすべてを管理体制の中にくみ込んでいくことによつて（もちろん大学だけでなく労働組合、革新政党をも）人民の自由な主体的な運動が抑圧され、規格化された無批判的な人間がつけられつつあるわけです。

全国の学園闘争の中で最も問われたものはこうした現状の中で大学であり大学自治の内実であり、学問の本質的な姿なのです。

ふり返って本大学内をみても大学当局の意識的無意識的な沈黙によつてすべてが自動的に文部省の管理下にはいりつつあります。田辺町土地購入問題もその一例と考えられるわけです。

こうした政治的状况の中で私学としての特殊性も同志社大学の設立の意図もすべては大

学でなくしづ的に進んでいる自主規制体制——そのものが管理社会における資本の論理の貫徹のだが——の中にうもれてしまいつつあります。すべてが「前例」をもつて語られる現状（学長選挙など）は新しい理念の創造を使命とする「大学」の特徴を完全に失なつてしまつていっているといつてもいい過ぎではないでしょう。まさしく事務的なこと以外処理できないような教授の無能化です。

六月以後、学友会、全学闘、各闘委を中心に大学立法粉碎、安保粉碎のスローガンのもとに封鎖が行なわれてきたが、大学立法は大学人の反対を無視して国会における強行採決の連続という「暴力」でもって成立した（？）

のは周知の事実であります。この大学立法もまさに前述した日本帝国主義再編の一過程にほかならないのであります。大学立法成立後大学は有効な反対の意志表示も抗議行動もせず、九月をむかえたわけです。更に部長会で悪法といえども……という管理的発想で話題にされることはあつても、この立法を粉碎していく運動方針や今後の対処の仕方が話題にのぼらない事実、現大学当局がまさに大学としてのリーダーシップを失ない「単なる管

理機関」としてのみ存在していることを如実に示しています。同志社大学の歴史上、常にみる無能力体制といつてはいいすぎでしょうか？

現在の内外の状況に対する何らの見解の表明もないまま、九月十六日の授業開始のみを立案していた大学当局の姿勢に対して我々は深い悲しみ（管理のみしか行なわない体質）を感じざるを得ません。こうした現状に加えて九月十三日未明京都府警機動隊による学内捜査が行なわれた。警視庁より発したもので正式な令状のある捜査だと聞いていますが、その令状の一般公開もなく（同志社始まって以来のできごとだというのに）捜査後の事実説明もないというのは大学自身の体制が問題となっている現在、何と理解したらいいのでしょうか。

更に授業再開後の状態はまさに惨たんたるものでした。新町で開講を予定されていた講義の大部分は自然休講となり、三十コマにも及び予定されていた授業のうち二・三教室で授業が行なわれたにすぎないという事実もあったようです。教師諸氏は本当に学生と共に討論し教育活動をしていこうという意志はな

いのでしょうか。ただ単位を与えるためにのみ講義をするのであればまさに我々のいう、資本の論理をそのまま内実化しているにすぎないではありませんか。

更に、新町校舎が封鎖された十九日以後自分の間休講という処置をとられる前に学生に対して大学の根本姿勢を問うことは無意味だったでしょうか。

以上のような現状の中で各教授会、各教員個人の見解は公表されていません。大学が真に自由であれば個々の事象においても思考過程、決定過程を公開して、大衆討論の中で次の体制を決定していくべきだと考えます。

大学当局、各教授会、教員各位は現在進捗しつつあるすべての過程を学生に対して発表して討論を深めるべく努力するのは当然の義務だと考えます。

以上のべてきたような視点の上になつて我々は次の各点について大学当局、工学部教授会、工学部の各教員に対して公開質問状を提出したいと考えます。教員各位は主體的に解答をおよせ下さるようお願いします。状況が流動的である現状から考えて十月六日を切にしたいと考えています。

質問事項

- (1) 安条条約についての見解
- (2) 科学至上主義についての見解
- (3) 大学立法成立後の対処についての見解
- (4) 九月十三日機動隊の乱入と九月十六日授業再開及び休講措置についての見解
- (5) 大学の教育研究及び管理運営体制についての見解

(a) 卒業制度及び卒論廃止について

- ・自主ゼミの認定について
- ・講義内容、担当教師の学生からの請求権について

- ・必修課目全廃について

- ・単位制度の廃止について

(b) 運営に関して

- ・若手教員の増員について
- ・実験実習費の経理公開について
- ・委託研究及び寄付の公開について

(c) 学内行政に関して

- ・学部長選出に対する学生の拒否権について
- ・学生のスト権について
- ・処分権について

十月二日

一回生有志、二回生有志

三回生有志、四回生ゼミ有志

教職員有志、化学系大学院有志

電機系大学院、機械系大学院

化学系闘争委員会(準)、工学部闘争

委員会

代表 池田 研一

一方、教職員自由連合は、機動隊による学内搜索に抗議するとともに、大学当局にその経過の公表および、その直後にとられた明德館、至誠館、扶桑館への立ち入り禁止措置について理由をあきらかにするよう求めた。

機動隊の再度学内搜索に抗議する

十月二日午前九時、機動隊一五〇名が、装甲車二台とともに学内に入った。捜査理由は、放火・公務執行妨害凶器準備などの証拠押収である。捜査は、弘風館・明德館・神学館・寧静館・扶桑館・学生会館別館などである。機動隊は押収物件として、闘争文書・原稿・日誌・ノート・手帳メモ・機関紙・ビラ・鉄パイプその他の凶器・火炎ビン・その材料・劇葉類・石・コンクリート魂・ヘルメット・

たて・軍手などがあげられている。

このような状況の中で、執行部の一部の教員の中には機動隊常駐をさげぶものもあるといわれる。遠藤学長代行代理は、機動隊の常駐に反対している。

なお、現在、学校当局は一部の建物の立入禁止を実施した。現状の最大の争点は、同志社が機動隊管理大学になるかどうかである。このときにあたって、われわれは次のことを主張する。

① 学校当局は、機動隊立入り捜査にかんする経過をすみやかに公表せよ。

② いくつかの建物の立入り禁止措置をとった理由を明らかにせよ。

同志社を機動隊管理大学にしないために同志社が京大の二の舞をしないために同志社は、いまこそ同志社独自の道をきりひらいてゆこう。

同志社大学教職員自由連合

十月四日、学長代行、六学部長および学生部、教務部、総務部各部長あてに、全学共闘委員会、六学部闘争委員会および大学院闘争委員会より次の公開質問状がだされ、十月九

日、十三時より明德館前での大衆会見を要求するとともに、その大衆会見の諾否を十月八日、正午、明德館前に文書で回答するよう求めた。

昭和四十四年十月四日

同志社大学学長代行	殿
神学部 部長 遠藤 彰	殿
文学部 部長 遠藤 汪吉	殿
法学部 部長 山本 浩三	殿
経済学部 部長 西村 豁通	殿
商学部 部長 内川 菊義	殿
工学部 部長 上 羽 創	殿
教務部 部長 小橋 一郎	殿
総務部 部長 駒井 四郎	殿
学生部 部長 植田 三郎	殿

同志社大学全学闘争

委員会 村上 政夫

大学院闘争委員会

文学部闘争委員会

神学部闘争委員会

法学部闘争委員会

経済学部闘争委員会

商学部闘争委員会 工学部闘争委員会

公開質問状

十一月に予定されている佐藤首相の訪米を前にして、激動する内外の状況のなかにあって、国家権力は大学に対する支配の意図を露骨にしている。八月の大学治安立法強行採決にひきつづき、九月に入ってから、我が同志社大学にも捜査の名目で機動隊が乱入した。これが、ごく少数の申請程度の捜査官と、多数の武装した部隊とによって、なされたことから、国家権力の我々への予防弾圧であることは明らかであり、更に今に到る迄、押収した物件による犯罪の立証がないことから、特定の人物や一つの事件に関する捜査ではなく、大学治安立法の実質的適用であり、国家権力の武力による大学支配であることは明らかである。

かかる状況にたちいたったにもかかわらず、九月十六日には六月以降、我々が提起した問題に一切答えず、更に進展した事態にも何等の対応もせず、授業が再開された。こうした大学当局の無対応による対応を糾弾すべ

く、我々は新町校地を封鎖した。それに対し、当局は、一切の理由、責任の所在を明らかにしないまま、一片のはり紙によって全学休講の措置をとった。この措置は誰の責任により、何を根拠に、更に何時迄なのか、今月に入っても一切明らかにされていない。こうした当局によるロックアウトの措置に呼応するかのやうに十月三日には再び機動隊が今出川校地に乱入し、更に午後三時迄延々と駐留するという暴挙に及んだ。しかのみならず、大学当局は何の理由も明らかにせぬまま、一部建造物立入禁止区域をもうけるという措置をとった。

かかる露骨な弾圧を前にして我々は、大学当局の姿勢をただすと共に、授業再開、全学休講、捜査協力等一連の措置の責任の所在を全学友の前に明らかにしていただく次のとおり大衆会見を要請いたします。

日時 十月九日 午後一時
場所 明德館前

上付記

この公開質問状に対する回答即ち、我が全学闘争委員会及び各学部闘争委員会の要請する大衆会見諾否及びその理由を十月八日正午

に各学部長御本人自らが直接我が全学闘及び各学部闘争委員会に、文書を以てお持ち越しいただきたい。

上、明德館にて受理いたします。

十月五日、全学闘の学生により、午前零時三〇分頃、各学部事務室の仮窓口のおかれたいたクロバーハウスが封鎖され、再び一般学生に対する各学部事務室の窓口業務がおこなえなくなった。

哲学専攻共闘より、去る九月二十九日、三〇日に開かれた文学部教授と文学部共闘との団交に出席しなかった哲学専攻の教授にたいして次の公開質問状がだされた。

公開質問状

六月から闘われてきた同志社闘争は先進的学友、教授諸氏によって自らの立場を明確にし、普遍化する努力によって担われてきたものである。それは正しく、一方において、真の大学の姿と、研究主体としての責任をあらゆる自己保身を拒否するという共通の土壌に植えつけることであり、さらに自らの思想を行動として発現することによって人格総体と

しての人間を勝ち取ることであった。かかる巨大な思想行動は明確に二十世紀の世界をうらなうものとしての歴史的道標であり、世界革命を志向するところの人格の形成である。しかるに哲学を学ぶものとして、あるいは常に非日常人間を問題にする者としての行動は、人類の歴史に対して明確な責任を負わねばならず、正しくラディカルな主体として登場しなければならぬと考える。実に「哲学者とは何か」という問いは「哲学が何をすべきか」という問いと同一であり、そこにこそ哲学者としての生をまっとうしなければならぬだろう。正に、真理を学ぶことによって延命してきたところの人間は真理の名において死すべきであり、哲学を己れの食としてきた人間は今こそ哲学することの恐れを感じなければならない。万一哲学者が状況をとらえることを拒否するとすればそれは二十年の歴史を持つ哲学自身に対する冒瀆であり、哲学者が歴史的主体としての行動を提起し得ないならば、哲学は永遠に体制の蛇足的補足物という汚名をぬぐいさることはないであろう。

以上の主張を踏まえた上で我々は過去一貫

して沈黙を保ってこられた哲学を学ぶ者としての意志を問う。即ち機動隊乱入、休講措置以後開かれた二度の文学部大衆団交を卑劣な申し合わせによってボイコットし、日頃の△対話▽精神を自ら否定された数名の哲学教授諸先生方に最初にして最後の△質問状▽をここに提出する。

一、日頃講義しておられた△哲学▽の批判精神とは一体何であり、貴方にとって△哲学▽とは文献実証と言葉のもてあそび以外の何であつたのか。

一、従つて「大学治安立法」を貴方は如何にして拒否し、それに抵抗し、それと闘うのか。

一、そして「大学治安立法」の実質化としての機動隊の再三の乱入と闘う学生の寮・下宿・自宅等への直接的弾圧と、それに対する黙認と休講措置にどう対処するか。

一、最後に、一九六九年の日本という歴史的状況の中で貴方はそれをどんな時代と考え、そして如何なる具体的行動を提起されるのか。

様々な戦争体験の所有者として、現代の日

本の我々をとりまく国家権力の様相がほとんど治安維持法そのままであることに明晰な哲学者諸先生が無自覚でおられるはずはない。以上の△質問状▽に対し、真摯に回答することを通じて、我々と共に闘う意志表示をなされ、今再び戦争責任の所有者として思想的自殺を試みられることのなきよう切に願つて下記の集会に主体的に参加されることを要請する。

記

哲学専攻討論集會

十月八日（水）十三時 N 22

大衆団交をボイコットされた数名の哲学者
専攻諸先生方

昭和四十四年十月五日

哲 共 闘

十月六日、文学部共闘と法学部共闘との共同結成大会が、十三時から神学館前で開かれ、七〇〇八〇名の学生が参加した。

工学部化学系闘争委員会は、扶桑館を自主管理にすることとし、後掲のアピールをだすとともに、次の掲示をだした。

自主管理中の建物に次の事項に該当する諸氏が入ることを禁ずる。

一、具体的な闘争運動にいかなる形でも参加できない者

二、自主講座討論集会に参加できない者

三、自主的に研究実験を行えず単に卒論のために大学にきている者

四、公開質問状（十月二日付）に回答しない者

五、我々と共に矛盾及び不当な権力を追求できない教員

十月二日 自主管理委員会

自主管理体制へ向けて

我々は自主管理体制へ向かうに当って、ここに再度工学部闘争委員会が提起した問題を想起し、又その問題に何ら対応しえず今また自己の無能性と欺瞞性を隠蔽した形でまさに黙殺といった文字とおりの暴力でもって彼らを圧殺し、そのことでしか存在の意味を語り得なくなった。零落しきった教授諸層にはもはや何ら大学云々を語る資格はないことを確認し、これらのことを再度総集的に再認識し現状を起克していかなければならない。

彼らT闘姿が提起した、科学とは工学とは学問とは云々の抽象的ではあるが真に我々の核心を貫ぬいた問の現在の意味は何処にあったのか。即ち歴史的には近代デカルト以来の合理主義に基づく所の科学至上主義が幾多の科学者・思想家の警鐘にもかかわらず、又第一次、第二次大戦を経て、核という全人類や全生命の存亡を自己の手中に握った今日においてすらも具体的・現実的に総括され得ずひたすら科学すること工学することが即ち人類の幸福又は科学の発展即ち人類の発展、又せいぜいいて個別日本の経済の発展のためであるという全く普遍性を持ち得ない幻想と神話の中に昏睡し続けていた科学者又は工学者へ向けての痛烈な告発であった。真に転換期における時代の、ニーチェ流の「神は死んだ」いや「科学は殺された」のだという方が適切である。そのような全人类的・普遍的響きさえもついていたものなのである。

科学というものはそれ自体では絶対的・普遍的意味を持ち得ず、又没価値的に自然法則を追求した成果の総括であり、それが工学という応用科学の媒介により社会的な実用価値として創出されてくるのである。即ちそれは

その還元される場においてこそ一定の価値を持つてくるが、それは何ら普遍的価値を意味していない。何故ならそれはその社会体制において左右されるべきものであるからここにおいて我々は個別体制を越えた普遍的価値を科学に与え得るとするならば、それは唯人類の解放の手段としてのみの意味でしかないであらう。

このような意味でひるがえって現在の社会状況の中における科学工学の位置づけを見れば一面解放のために存在しているかの如く錯覚を与えるが、しかしそれは管理社会・情報社会という言葉で端的に語られるようにまさに科学・工学の高度な成果による又それを私物化している一利益者集団（資本家集団）とその上に立つ支配者階級による全く巧妙な支配体制の確立によるもの、即ち外面的な要因によるものが個の内的自発性を促すといういいかえれば物質的支配から精神的支配にまで及んでいる証しに他ならないのである。

このような事実とは全く逆の解放どころか抑圧と搾取の巧妙な手段の担い手となつてのみ現在の社会状況の中においてその存在価値があるのが科学者・工学者の実相なのであ

る。このようなことを認識すらないで、我々は日常性と神話の中で夢想し、マスター・シヨンの科学をいじくっていた自己を見つけた時、例えていうならばベストで死んだ科学に群がるハイエナのような自己を認識し、その行為故に必然的な自己の存在の死の深淵を垣間見た時、戦慄し「否」の声を発したのである。

それ故に我々は自己の存在生活基盤でもあった研究室のバリ封鎖に積極的支持を与え反抗者・否定者として登場したのである。

しかし今や我々は反抗者・否定者として限定することはできなく、その「否」は新たな破壊後にくる創造と蘇生への母の陣痛にも似た苦しみであることを自覚したのである。

我々は「否」から「肯」への微かだが、しかし確実なあの音を主体的に獲えつつ、科学が蘇生し、赤子のように嫗々として「然」を発する不死の生として生き得る新たな体制、そこにおいて我々はマスター・ベーションの科学あるいはそれ以下のものから垂直的に、真の意味における科学者たり得るのである。このように志向する時にのみこそある一人の闘士のいった「物理学徒として生きたい

……」が心の奥底に沈積するであろう。

正にこの「否」から「肯」とあの力強い「然り」への志向としてのみ我々の自主管理はあるのであって他の何物でもないのである。

以上のことを踏まえて我々はバリケードを一部解除し自主管理体制にはいる。

化学系の学生・院生・教職員諸氏！

F館の中で主体的な実験研究討論を始めよう

昭和四十四年十月七日

化学系闘争委員会

同日、工学部闘争委員会より、工学部教員あての二日付の公開質問状回答提出につき、次の揭示がなされた。

工学部諸教員に告ぐ

十月二日付、公開質問状の回答を提出されていない教員は、期限のいかんにかかわらず、至急誠意ある回答を寄せられることを要請する。

なお、配布がおくれたことにつき、事務当局を弾劾する。

T 闘 委

十月八日、さる四日、学長代行および六学部長等にたいして全学闘および六学部共闘等より大衆会見の申込みがあったが、正午すぎ明徳館前で山本学生課長が、学長代行名による次の回答文を全学闘代表に手わたした。

昭和四十四年十月七日

同志社大学全学闘争委員会

村 上 政 夫 殿

大学院闘争委員会 殿

文学部闘争委員会 殿

神学部闘争委員会 殿

法学部闘争委員会 殿

経済学部闘争委員会 殿

商学部闘争委員会 殿

工学部闘争委員会 殿

同志社大学長

代行代理・神学部長

同志社大学文学部長

法学部長

経済学部長

商学部長代理

工学部長

遠藤 彰

遠藤 汪吉

山本 浩三

西村 裕通

内川 菊義

上羽 創

教務部長 小橋 一郎
学生部長 植田 三郎
総務部長 駒井 四郎

十月四日付書面による十月九日の大衆会見の申込みは、多くの部長の都合が悪く応じることができません。

なお、本学は現在学長代行を欠き、代行代理がその職務に当るという変則状態にあるため、貴質問状に述べられている諸点についてはその検討にしばらくの時日が必要であり、今ここに回答することができません。ただ、京都府警による学内捜査、および十月二日の一部建物への教職員いがいの立入禁止の措置については、十月三日付同志社大学広報臨時号によって詳細をお知らせしましたので、それによって御承知下さい。

上、回答いたします。

なお同日、各学部事務室は、有隣館一階において窓口業務をおこなうことも決め、実施した。

全学闘、六学部共闘および院闘委より、十月九日学部長団交要求、中央権力闘争、学内

武装制圧、等をスローガンとするアピールが
だされた。

十月九日、全学連連絡会議より封鎖解除、
授業再開についての宣言が出されるとともに、
十四時より新町で封鎖解除、授業再開総
決起集会が開かれた。この集会中、全学闘の
学生が今出川校地より決起集会粉砕を叫んで
押しかけたため一時緊迫した空気につつまれ
た。しかし、新町での集会は途中で打ち切れ
れ円山公園に向けてのデモに出発したためこ
となきをえた。

なお、新町校地正門は、全共闘学生により
再びバリケード封鎖された。

十月十二日、連合父兄会役員と総長、理事
長、大学関係者の懇談会が新島会館で開か
れ、特に大学を中心とする学園の諸問題につ
いて話し合われた。その後、連合父兄会の大
学文学部、経済学部、商学部の役員一同より
大学長代行あてに大学紛争の早期解決につき
次の要望書が提出された。

昭和四十四年十月十二日

同志社大学学長代行代理

遠藤 彰 殿

同志社連合父兄会（文学部、
経済学部、商学部）役員一同

要 望 書

常日頃は私どもの子弟がいろいろと御指導
に預かりまして有難く御礼申し上げます。

さて、同志社大学におきましては、今春来
一部の学生の画策から紛争が相ついで起こ
り、六月には遂に全共闘の学園封鎖が行なわ
れるに及び、授業はほとんどなきに等しい状
態におちいっております。これら学園紛争は
ひとり同志社大学のみの問題ではありません
ので、日本の多くの主要大学において継起し
ている事態であるといふものの、私ども父
兄の立場から致しますれば、学生たちが日々
ほとんど授業を受けずに大部分の時間を無為
に過している実情はまことに寒心に堪えない
ところであります。

本学生はすでに一人前の人格者であるか
ら、授業がなくてもみずから勉学研究すれば
在学の目的は達せられるべきである、という
ような考え方もございますが、やはり大学で
正規の授業を受けることが、学生にとって最
も緊張したる意義ある学究生活を送るゆえん

でありましてかかる観点から致しますと、同志社大学の現状は極めて憂慮すべき状態にあると心痛せざるを得ません。

つきましては、この際大学御当局におかれましては、学内をあげて一致団結せられ、早急に授業再開への御努力をつくされ明るい大学再建の一日もすみやかならんことを切に要望致します。

十月十三日、教職員有志により次の自由大学開講の呼びかけがあり、後掲の時間表が発表された。

同志社自由大学開講の呼びかけ

学問のあり方が、その主体とのかかわりにおいて今ほど鋭く問われたことは、かつてなかったであろう。

答えはさまざまでありうる。わたしたちはそれを否定しない。しかし、確かなことが一つある。問いかけそのものが、問う者と問われる者との共通の場の存在を前提していることである。その場とは、学問を担う主体の実践にはかならない。たんなる理論としてではなく、実践とおしてその答えを模索し追求

するときにのみ、問う者にとっても問われる者にとっても、問いかけは新しい学問と社会の創造の原動力たりうるであろう。

わたしたちはここに「同志社自由大学」を開講する。問う者と問われる者との対立と緊張をはらんだ共通の場を、さしあたっては学問領域において恢復せんがためである。実践をととして学問と大学の、さらにはそれを担う主体の、あり方を模索し追求せんがためである。

国家の暴力装置をかりた「問題の解決」は学問とその主体にむけられた根源的な問いかけの圧殺であるだけでなく、学問主体のそうした自由ないとなみの場の封殺でもあるだろう。わたしたちは、安易な「問題の解決」を求めて、国家権力に身を委ねてしまう愚挙をおかしてはならない。わたしたちの当面の目的の一つはそこにある。

しかしながら、わたしたちはその消極的な立場に安んずる者ではない。わたしたちが実践とおして生みださうとてゆくであろう学問と大学の、それを担う主体のありかたが、同志社大学の変革を導き、自由大学の精神が同志社大学において生きつづけるであらうと、わたしたちは確信している。

「同志社自由大学」への教員・職員・学生の参加を期待する。

* * *

いま必要なのは、ただちに実践することである。実践をととして理論をつくりだし、思想的基盤をたしかめてゆくことである。細部にまでわたって描きだされた未来の設計図など、どこにも存在しないのだ。自由大学は単純な原則にのっとり、可能な形態から出発する。自由大学の具体的なありかたを決めてゆくのは、すべての参加者の、とりわけは学生の主体的な努力である。

自由大学はさしあたって新町校地に開設する。同時に必要に応じて、今出川校地のいくつかの建物も使用できる条件をつくりだしてゆきたい。

時間割は、とりあえず同志社大学のそれを準用する。(古い皮袋に新しい酒を)それとともに、できるかぎり新しい講義、ゼミナール、研究会も時間割のなかに組み入れたい。参加する教職員の守るべき三原則は、つぎのとおりである。

一、自由な聴講を認めること

一、試験をしないこと

一、出席をとらないこと

参加する学生には、つぎの三つの原則の実行を要望する。

一、好きな時間に好きなクラスに出席すること

一、時間中できるだけ質問・討論をおこなうこと

一、退屈な講義には居眠りすること
さらに、自由大学の事務をおこなうために、
職員の助言と協力を要望する。

一九六九・十・十三

呼びかけ人

鶴見 俊輔	矢内原伊作	岸 繁一
松本 勤	大原 信一	和田 洋一
太田 雅夫	中村 勝	門脇 彰
滝川 正	小林 直正	北村日出夫
土肥 昭夫	野本 真也	千葉 宣義
河崎 洋子	山田 慶児	加藤 憲一
横山 卓雄	片山 寿昭	中村 敬治
宮城 宏	間場 寿一	小倉 襄二
入江節次郎	吉村 博次	

開講を希望される方は下記宛にハガキで連

絡してください。

京都市上京区烏丸今出川

同志社大学上立売太田雅夫研究室気付

同志社自由大学

十月十六日(木)より、逐次開講する予定です。
クラス・時間・教室は新町および今出川校地に掲示します。

なお、専任の事務局員はいませんから、必要な掲示その他は一切自分でやってください。
電話連絡はおことわりします。

十月十六日(木) 人類学、フランス近代詩
物質の科学、実存主義研究、政治学、哲学

十月十七日(金) 災害と公害、人類学、ラ
テン語、地球の科学、技術の哲学

十月十八日(土) 生物科学へのさそい、ド
イツ語初級

十月十四日、同志社武装制圧戦線実存派、
棄民連合実存派、学生戦線反戦会議学園派、
学生自由連合の連名により、大学は機動隊問
題について基本的にとのよう考えるかにつ
いて、また、今後の大学改革の展望について
公開質問状が出された。

法共闘自主講座実行委員会は、全学バリケ

ードから全学自主管理へという次のアピール
を出すとともに第一次自主講座スケジュール
を公にした。

全学バリケード封鎖から
全学自主管理へ

昨年来、日大、東大等々において闘われ、
現代のみならず、全体制の矛盾を暴露してい
った全国の学園闘争、全共闘運動は、九・五
全国全共闘連合結成を機に、七十年安保、並
びに七十年代反体制運動を最も先鋭的に担う
べく、新たな展開の質と方向性が現在問わ
れている。

これまでの慶応大学に始まり中央大学に至
る学園闘争と現に進行中の全共闘運動が明確
に相違する点は、前者が個別学園内の問題と
して、あるいは学生の即目的な利害の問題と
して、収束していったのに対し、後者は、ま
さに個別大学の特殊の矛盾を説明する中か
ら、大学総体の矛盾、そして、その矛盾を矛
盾たらしめている全体制の矛盾の暴露を経て、
反体制の運動へと、発展していった点にあ
る。しかしながら、我々が全体制な矛盾を追
求し、即ち根本的な矛盾の追求をすればす

る程、闘いは困難になっていくし、又支配権力の側からの弾圧も強圧的になってくる。学園内においても、国家権力に癒着した学校当局は、右翼秩序派を軸に、大学立法をタテとして、機動隊を導入してまでも闘争の圧殺を計ろうとしている。大学立法は学生運動の弾圧を目的に、治安対策を意図して作られたものであるのは明らかであるが、更に深く考えてみれば、現在の大学は対外的には、日韓条約アスパック、東南アジア開発等々、又、対内的には、国家意識の高揚、再構成、生産点における合理化の徹底化といった一連の日本資本主義の再編成の一環として存在し、そういった大学へのイデオロギー的、又は、権力介入の媒介として大学立法はある。だがこのような社会ファッショ化、その顕著なあらわれとしての闘争圧殺に対し単に心情的、感情的に反発する余り、事の本質的な把握をおろそかにすることは、とりも直さず、我々の運動の自壊を招くものである。我々の存在基盤としての大学は社会存在、体制内存在である以上、資本の論理、体制イデオロギーの支配はまぬがれ得ず、たとえ今までのごとく、アカデミズムの名によって対社会的に自らをとじ

てしまっても、それ故に、かえって権力との癒着から反動の側にまわるといふ現状を生み出しているし、大学そのものの、又、そこに安住する我々の犯罪性もまた明白である。まさに大学は現生産体制にあるいは現産業構造にみあった、没価値的というより、支配イデオロギーを体現した労働力商品を生み出す場ではない。我々はいった支配体制を支える学問体系を、又、それを包括するところの全秩序を、全規範を打破することによってしか、我々の人間としての屈辱的な疎外状況を止場できないであろうし、又、我々の思想の象徴的表現としてあったバリケードも、それが創造過程から再生産過程へと移行するにつれて、形式と内容の離反をきたし、形式のみの独走といった全ての運動にある矛盾を表出してきたことにもみられるように、我々の内なる体制をも打ち破っていかねば、真の解放への道は開かれないであろう。そして我々の運動は単に、旧秩序の否定と破壊にとどまるのではなく、それを止場するところの、新たな価値を生み出す運動であることを、再度確認しておかなければならない。こうした問題意識と問題点をふまえた上で、学園闘争

の新たな展開を問わねばならない。我々は、大学の既成の制度に組み込まれた問題意識の欠落した、何故という問い返しがない授業に対し、我々の主体の確立をかけた思想運動としての講座を対置、展開し、ひいては全学自主管理をもって、現今の大学を解体し、我々の手でもって新たな反体制的志向をもった場としての大学を創出していくであろう。また、その過程において、他大学への、又、他生産点への積極的働きかけをもって、全国ファッショ学生統一戦線を組織し、もって状況を切りひらいていくだろう。大学が社会内存在である以上、そういった思想運動は、政治闘争でもあるが、それを実体的に示すべく、自主管理へと我々の運動を展開しなければならぬ。

昭和四十四年九月十四日

法共闘自主講座実行委

第一次自主講座スケジュール

先にものべられたごとく、我々は自らの問題意識にもとづいて、次のような自主講座を開催し、研究主体としての自らを思想的に確立して行きたい、個別学問の専門領域に固執

するのではなく、問題意識の深化、展開をと
おして、方法論を確立し、全体的な学問の体
系的な把握を早急になさねばならない。又、
このことをとおしてのみ国家権力のイデオロ
ギーの攻勢に対して実体的に対抗しようと考
える。各自が個有の問題意識を持って講座に
参加され、主体的にとりくまれることを要請
する。講座は各週一回とし、クラーク館二十
三番教室において開催する。講師の講義の
後、討論を展開して行きたい。現在のところ
下記の三講座を次の期日に予定している。
尚、時間は午後一時より三時まで。

十月十六日(木) 基礎講座

十月十七日(金) 政治思想史

十月十八日(土) 国家論

法学部共闘会議自主講座実行委

さらに経済学部ゼミ統委も、その情宣紙
『蒼暁』に自主講座を主張するとともに、次
のスケジュールを発表した。

自主講座 スケジュール

十月十六日(木) 二時 帝国主義論(基

礎理論)

十月十七日(金)

帝国主義論(世

界経済再編)

十月二十日(月)

戦後労働運動史

十月二十二日(水)

農民革命の諸問

題

CL共闘は、「自由大学開講にたいする我
々の見解」を発表し、自由大学開講の呼びか
けを支持することを表明した。

十月十五日、十月十六日文・法共闘の共闘
結成にひきつづいて、文学部、法学部、工学
部各共闘によるJLT(ジェルト)軍団結成
が今出川校地でおこなわれたが、参加者はす
くなかった。

〈商業高校〉

商業高校では、六月以降、次の四つの問題
点をめぐって、商高闘争委員会が結成され、
数回にわたる教諭会有志との話しあい、お
よび八月二十五日から十月一日の三十八日間
におよぶ共闘委員会による封鎖がおこなわれ
た。

①第二昼間部型高校(昼間部の補完物) Ⅱ
七〇年以後廃校、このような商高を解体し

真の勤労生徒の高校へ再編。

②過去の授業料値上げ、廃校問題をめぐつ
てキリスト教主義と経営問題。

③独立校舎を確保する。

④根本的教育方針を提出せよ。

(共闘委員会)

十月一日、学校側の全面的な妥協により封
鎖は一応解除したものの、現在、同志社内に
授業場所を確保することもできず、藤川学園
の寺町御池と田中高原町の借教室での分散授
業という異常な状態がつづいており、未解決
の問題が山積している。

ここでは、平林商業高校校長、大江本部庶
務部長、森地商業高校父兄会長、山田聚芳会
会長の四氏に、それぞれの立場から「商高問
題」についておはなしいただいたので、とり
あえず参考資料として掲載することにした。

(編集部)

商業高校校長 平林

一

五月二十二日 大学二部学生会が有終館を
封鎖し、法人本部から商業高校関係の資料を
もちだした。これをもとにして、六月九日、

「商高の廃校はウソかマコトか」というパンフレットをつくった。

彼らが「商高問題」をやりはじめたのは、この時期からだと思うが、まず生徒会にはたらきかけ、生徒会執行部が、六月四日に学校当局と大衆団交をしてほしいと要求してきた。

ここで問題になったのは、商高の廃校問題、授業料問題、田辺移転問題、独立校舎問題の四点であった。それに対して、学校として、廃校はおこなわない。しかし将来廃校がおこなうとしたら、勤労学生の極度の減少の場合のみである。授業料の値上げは、藤代泰三校長時代と同様に、おこなわない方針である。しかし社会全般にわたる急激な変動がおこった場合の授業料については、生徒会と協議して決定する。また授業料以外の学費についても同様である。田辺への移転は、現実には不可能であるからこれをおこなわない。独立校舎については、確保するよう努力するという回答を、六月二十五日付で出した。

ところが、六月四日の大衆団交の結果、共闘委は、生徒会執行部ではあてにならない、と考えたと思われるが、その時期に、同志社

全学闘が、六月十二日の理事会団交で、同志社の全学封鎖の方針をうちだした。

そういう路線が、商高の共闘委の生徒の間でどういうふうな討議されたかわからないがとにかく商業高校をねらってきたことはたしかである。それには、商高は、同志社で一番よい学校であるということ、いろいろの問題をかかえているということが、一つの理由として考えられる。

そこで、六月二十六日、第一回目の教諭会有志と、共闘委のはなしあいがおこなわれた。そして六月二十八日、第二回目のはなしあいを申入れてきたが、ちょうど大学の内ゲバ事件が新町校地でおこったため、はなしあいはできなかった。その後共闘委からだされたビラには、もし学校側がはなしあいに応じない場合には、実力行使するという文章がでていた。

六月三十日にも大学の内ゲバ事件があり、商高は女子大に教室をかりて授業をおこなったが、不完全な授業のため、生徒の間から不満がでてきた。そして四年生はこの日の授業を中止して、この問題を討議した。

学校としても、その夜教諭会をひらいて、

対策をはなし合った。そこでは、新町校地は九月、十月の紛争のエスカレーターの影響をまともにうけるだろう、非常に危険になるだろう。したがってどこか別のところに安全な授業の場所——独立校舎を設定してもらいたいという意見がすよくだされた。

ここで独立校舎ということばがでてくるが、商高としては、この時期には、たとえば近畿予備校というはなしもだされたが、とにかく夜間、専用につかうことができるという意味であり、そういう方針で夏休み中に解決しなければ、二学期になって授業する場所がなくては困るじゃないかというかたちで意見が集約されてきた。そして七月二日から繰上げ夏休みにはいつて、八月中旬に専用的な校舎を確保しようということになった。このことは、父兄にも書面でお知らせした。

七月五日、十七日、八月二十二日と、学校（教諭会有志）は共闘委とはなしあったが、共闘委がだしてきた問題は、過去の授業料の問題、廃校問題を軸にして、とくに問題にしたのは学校当局のいい方の矛盾——というのは、かつて志賀英雄校長時代に、赤字が多くなって廃校になるかも知れぬ、だから授業料

を値上げするという論理があったが、藤代泰三校長時代には、キリスト教主義学校においては廃校はあり得ないといった、この二つのことは矛盾するのではないか、というのであった。そういう矛盾を現在の教諭会が抵抗もせずに、黙認してきた責任を追求してきた。

専用校舎の確保は、なかなか難行した。結局橋女子学園を借りるということになった。そして八月二十五日から授業をはじめること

にしていた。これにたいして共闘委は、本質的な問題を解決しようとせずに、ただ授業をはじめるといふのはおかしいと追求してきた。そして八月二十五日、教職員室を封鎖した。これには京都の高安闘委（高等学校安保闘争委員会）も参加した。

ところで封鎖は、既定の方針ではなかったかと思われる。八月三十日、高安闘委の全国大会が同志社でもたれたわけで、封鎖はこの大会をもちあげるという意味もあったのではないかと考えられる。あとで大学の指導者たちの言動をみると、京都の高校生運動の刺激または拠点に、商高をしようとした意図が感じられる。それは、一つには同志社のなかで商高が一番よい学校であるというこ

と、また校舎が大学キャンパス内にあるため、日吉丘高校や桂高校のように、すぐ機動隊を呼んで解除することができにくい場所、立場にあるからである。

こまかい経過はともかく、八月二十五日に封鎖され、それから三十日までの間は、非常に殺気だったような雰囲気であった。状況はかなりきびしかったけれども、わたしの反省としては、やはりこの時期になぜ全教諭が封鎖のなかにおしにかけていて、説得しなかったかということがある。こういう事態になればどこでもあることだと思うが、商高でも教諭会が二つにわかれた。一つは説得にいくべきであると考えた人と、共闘委はケンカをうってきたのであるから相手にする必要はないと考える人にとわかれた。大学生やよその高校生、予備校生も封鎖のなかにいるという異常な状況ではあったけれども、全教諭が封鎖のなかにはいつて説得するということはやらなかった。校長としての指導力もここでは問題になり、私なりに反省している。

全国高安闘委の大会が終わってから、やや状況はかわってきた。封鎖の応援にきていた学生、生徒の数もだんだんへってきた。そし

て九月十三日、京都府警の同志社大学捜索ではかなり動揺しようである。共闘委の日誌の九月十六日のところに「状況は複雑になる」とあるのは、具体的にどういうことかよくわからないが、この辺りから共闘委の方もやや妥協の態度がみえてきた。それは、非常によわい商業高校をこれ以上封鎖していると、結局廃校の運命におちいってしまうのではないかというジレンマがあったと思う。

そこで非常な非難をうける覚悟で、学校も妥協し、封鎖解除という方向へもっていった。こういう処置にたいして、学内でもいろいろ批判はあるが、この問題についての評価はもう少し時間がたたないとわからないのではないか。

*

商高問題の本質、将来への課題は、非常にむずかしくて、かんたんにはいえないけれども、やはりこの問題は、高校教育が一つの曲り角にきているということの反映ではないかと思う。だからこれまでの商高教育の反省と検討の上にたって、将来のイメージを考えていかなければならない。

共闘委のつくった報告書のなかに、次のよ

うな文章がある。

「私達商高共闘の三十八日間実力行動(封鎖)は、一面的勝利はありえても、大きな敗北でしかありえなかった。私達は、この闘争を、全同志社の問題として提起しながらも、個別教育資本(法人同志社)との闘いもできず、商高個別改良闘争の枠内で、学校当局の不十分な回答と確認書を受け取り、自ら封鎖を解除しなければならぬ事態になった。このような闘争は、敗北という言葉でしか言いようがない」。

以上のような経過のなかで、生徒の処分問題は、かたんに考えることはできない。盗みとか単なる暴力事件とちがって、政治的な問題とかかわってはいるが、やはり教師と生徒の全人的な対決、あるいははなしあいということが十分なされていなかった——そういう学校の責任もある。一般の生徒に非常なめいわくをかけたということも、それが直接的に共闘の生徒であったとしても、学校にも責任がある。また単に生徒を処分するということでかたづく問題ではなく、やはりそれは高校教育に対する根本的な問をどこかでふくんでいる。こういう考え方はあるいはあまい

ということになるかも知れぬ。

こんどの事件を契機にして、商高では協議委員会というものが設立されようとしている。その構成などは現在検討中であるが、重要事態について教師生徒が一緒になって考え、問題解決の道を考究する機関であることはまちがいない。こんどの封鎖問題も、この機関にかけられ、この問題の本質などが検討されてゆくはずである。

今後の具体的な問題として校舎問題があるが、もちろん独立のものがほしい。しかし、現実には、まず現在の分散授業をはやくやめ、たとえば藤川学園の高原町校舎に一時集中しても、来年新学期には(おそらくとも)新町校地またはその周辺で専用校舎がもてるよう努力したい。

教育の問題について共闘委が問題にしていたのは、現在の商高は大学進学によりかかっている、ただ進学だけが目的で商高があるのはけしからんということであり(推薦制度は否定していない)、学校としても勤労青少年のための定時制高校として、教育方針やカリキュラムをもう一度検討したいと考えている。それから現実の問題として定時制高校生

は減少してきている。来年度は京都市内では、私立定時制高校は実質的に同志社商高だけになる(一燈園があるが——)。したがって、市や府に積極的に助成金対策をはたさかけてはどうかと考えている。

とにかく、父兄会、聚芳会を含めた商高関係者各位の協力を得ながら、商高再建のために努力してゆきたい。

商業高校父兄会長 森地 正平

父兄会としては、紛争中の一つ一つの処置については、いろいろ不満な点もあったが、結果からみると、共闘委が敗北であったというのをいっているが、彼らを敗北にいたらしめた最大の原因は、平林校長の非常に微妙な観点から、共闘委と対応されたからであり、今から考えればよかったのではないかと思っている。

不満な点というのは、教諭会、父兄会、生徒会、法人当局の間のコミュニケーションが非常に欠如していたということ。というのは、大学紛争が全国的にエスカレートしていきなから、わたしは一昨年の暮から、いずれ

高校も大学と同じ事態にひきつりこまれるであらうから、その対策として、まず関係者の意志の疎通を強調していたのである。父兄会としては、学校側からたとえ干渉だといわれても、積極的に同志社商高教育に協力したいといういい方をしていった。

今度の紛争については、父兄会の方でも総会五回、役員会、委員会十数回……、をひらいたが、なんといっても学校は教諭会を中心にしての活動が中心であるから、父兄会としては、教諭会との接渉を中心におこなった。しかし今から考えると、もっと早くから生徒会とも接触し、積極的に対話すべきだったと思っている。

しかしなんといっても今度の商高の紛争は全国でもユニークなものであり、これは将来の高校生運動の行方に、一つの参考資料になるのではないか。

わたしは、今度の紛争で一番ショックだったことは、商高の共闘委の中心になった生徒が、大学の活動家が指導したというもののまじめな勤労生徒であったということである。わたしは社会にでている勤労生徒がこれだけの紛争をひきおこすとは考えていなかった。

た。商高は、学校問題と社会問題との接点であるだけに、非常な不安を今も感じている。

独立校舎の問題については、法人本部においても積極的にとりこんでいただいているときいており、この点、非常に心強く思っている。商高の大部分の生徒は、入学するまで、独立校舎がないということは知らない。したがって平穩無事であれば、大学のキャンパス内にあった方がいい面もあると思う。大学のキャンパスで専用校舎をもつことができれば一番いいのではないか。

しかし今度の紛争で強く感じたことは、先にもふれたように、コミュニケーションの欠如である。商高がいかなる立地条件にあっても、意志の疎通さえ十分におこなっておれば、今度のような事態はさけられたのではないかと思う。また父兄会としても各学校単位で事にあたるのではなくて、常に連合父兄会がバックアップするような体制が必要だと思ふ。

本部庶務部長 大江 直吉

本部としては、商業高校の方から、大学紛

争の影響で、教育環境が非常にわるく、おちついて教育のできる場所を設定してほしいとの申し入れがあり、これは当然の要求で、これを確保するのは本部の責任であるので、八方手をつくして場所をさがした。同志社には、ほかに九つの学校があるわけで学内でこの商高の危機をのりきっていくような協力体制ができないものかと考え、努力したが、いろんな事情で実現しなかった。

そして学外に場所をさがしていたが、やっとう橘女子学園から厚意ある解答があり、そこで開校のスケジュールも決めていたのであるが、突然それがだめになった。このことについては、本部としてまったく釈然としないものがある、反面商高生には迷惑をかける結果になった。

わたしは、今度の問題の最大の原因は、大学と校舎を併用しているというところに求められると思う。またさらに商高問題がこじれた一つの理由は、商高共闘を大学の活動家が指導したことだと思ふ。したがって商高が独立校舎をもっておれば、また別の経過があったと考えられる。

今後の問題としては、本部は、商高の独立

校舎を確保して、自分の教室で愛着のもてる教育の場を提供する責任がある。理事会でも独立校舎の問題については、種極的にとりくむことになるう。

聚芳会会長 山田 卓助

まず今度の紛争の最大の原因として、商高のOB——すなわち聚芳会の会員の指導があったということについて、非常に残念に思っている。聚芳会としても正常な授業ができるように協力したいと思っているが、今のところ表面だったうごきはしていない。

平林校長が、終始はなしあい場をもって解決にあたられたということは、非常によかったと思っている。しかし経過をきくなかで何かもう一つ足りないような気もしたし、聚芳会としても、もう少しはっきりした立場にたってやってほしいという希望もあった。しかし先にもふれたように、現段階では、商高のとられた処置はかえってよかったのではないかと思っている。聚芳会の反省としては、やはり生徒会と全くコミュニケーションできなかったことである。また一部のOBが学校側と

はなし合ったり指導したのであるが、その場合に聚芳会としてやってほしいと再三要請したが、実現しなかった。

商高問題の経過（一九六九年）

商業高校教頭 横田 守

四月二十四日 新町校地で日共系、反日共系の乱闘事件があり、休校の処置をとる
四月二十五日 生徒大会（乱闘事件―休校にたいする抗議集会）

五月二十二日 大学2部学友会が有終館を封鎖し、法人本部から商高関係の資料をもちだす。

六月四日 全教諭と生徒会との大衆団交。
廃校問題、授業料問題、新町校舎管理問題について討議。

六月九日 商高共闘委員会（準）は、先般本部からもちだした資料をもとにして、
「商高の廃校はウソかマコトか」のパンフレットを配布する。

六月二十六日 OBをふくむ商高共闘委（準）代表者と教諭有志がはなしあう。
六月二十八日 夕刻から新町校地で日共系、反日共系の乱闘事件があり、商高では生徒をプールサイドに集め、女子大学

に移動して授業する。

六月三十日 夕刻、新町校地は不穏状態にあり。女子大校舎に移動し、授業をおこなった。しかし、緊急振替授業のため合併授業、選択科目切捨となったため、それを不満として、四年生の一部で授業бойコットがおこる。

同夜、臨時教諭会において、新町校地で授業続行が不可能であると判断し、臨時休校の方針がさされた。

七月一日 明二日からくり上げて夏休みを実施することとし、ホームルームで説明し、生徒集会にはかる。

七月二日 商高ユニオン結成。商高校舎問題で、法人本部、大学、商高の三者のはなしあいがおこなわれた。

七月五日 OBをふくむ商高共闘（準）と教諭有志のはなしあいがもたれた。

七月八日 法人理事長と全教諭が、校舎問題ではなしあった。

七月十日 商高校舎移転専門委員きまる。
「商高生の安全な教育の場」を要求して、全教職員が新島会館（法人本部臨時事務局）玄関にすわりこみをはじめた。

七月十四日 法人担当理事会において、商高の校舎問題について協議され、目下のところ適当な学外施設が見当たらないので「今後さらに社内中学、高校校舎の使用について検討するとともに学外施設の調査も併行して進め早急に対策を講ずること」を了承した。

七月十七日 O Bをふくむ商高教閥委と教諭有志のはなしあいがおこなわれ、共闘側は教諭会に自己批判をせまる。

七月二十六日 法人理事会は「商業高校校舎に関する件」として、協議し、その結果、「商高施設に関する恒久措置は継続審議することとし、臨時の措置については、①学内施設——女子中高および中学校等——を使用する。②学外施設——橘女子学園——を借用する。」ことが可決され、具体的な対処策については担当理事会に一任することとした。

七月二十八日 学外校舎として、橘女子学園と交渉をはじめたが、同学園校長より「貸す方向で考える」との返事があった。七月三十日 教諭有志は自己批判書「反省文」を全生徒に配布した。

八月一日 父兄および生徒へ商高校校舎問題の経過報告を送付する。

八月七日 父兄会総会。

八月十八日 法人担当理事会は「女子中高校舎の使用、橘女子学園校舎借用の二本立てで交渉をすすめてきたが、女子中高は諸々の条件を挙げて校舎の共用は困難である旨回答してきた。一方橘女子学園は、同学園の協力により校舎借用が可能になった。従ってこの際やむをえぬ措置として（中略）、同学園の校舎を借用すること」が了承された。

八月二十二日 生徒集会で暫定校舎について説明し、商高共闘と全教諭のはなしあいがおこなわれた。

八月二十三日 法人理事会は先般の担当理事会の決定を協議し、原案どおり承認可決した。同日、聚芳会総会。

八月二十五日 早朝、新町校地臨光館二階（商高教職員室）が、商高共闘委によって封鎖された。この日から授業開始の予定であったが、登校生徒に事情を説明し、自分の間自宅待機の指示をあたえた。同日より連日教諭会。

八月二十七日 橘女子学園校舎借用の契約不調となる。

八月二十八日 封鎖が強化された。

八月三十日 全国高校生安保闘争委員会大会が同志社において開かれた。

同日教諭会と商高共闘とのはなしあいがおこなわれたが、進展はなかった。

九月一日 商高共闘とのはなしあいには、全教諭があたるのではなく、校長、教頭がパイプ役になってこれをつづけることとする。

九月二日 女子大、女子中高の校舎使用について、理事長、総長が接渉するが可能性はすくない。商高仮事務所を新島会館別館におく。

九月四日 四年生生徒集会。翌五日、三年生、六日、一・二年生生徒集会。

九月五日 商高共闘が提起した「四項目にたいする見解」として共闘委の生徒とはなしあう。（校長、教頭）

九月九日 共闘委にたいし、第一次回答をわたす。

九月十日 平林商高校長、過労により富田病院に入院加療（肝炎）

九月十三日 大学今出川校地が京都府警の捜索をうけた。

九月十四日 父兄会臨時總會。本部から大江庶務部長、服部財務部長出席。

同日夜、共闘委とはなしあい、「封鎖の責任は学校側にある」確認書を書くこと、および理事長とはなし合いをもつことを条件に、封鎖を解除してもいいという妥協案がだされた。

九月十五日 臨光館より書類、教具を搬出する予定であったが、共闘委とはなしあいがつかず、一応とりやめる。教諭のなかに封鎖自主解除の意見が多い。

九月十六日 生徒会執行部とはなしあい。

九月二十日 全学闘により新町校地は、全面封鎖される。

九月二十二日 確認書について教諭会で、はなしあったが、校長の判断によって、各教諭の署名はせず校長名でだすことにする。

九月二十三日 共闘委とはなしあい。

九月二十五日 大洋織物工場跡を仮校舎にすることにつき、調査をはじめ。女子中高に教室を借用することについてはな

しあったが見込みはない。

九月二十六日 校長面会謝絶のため、校長の権限を教頭に移すことにする。共闘委へ第三次回答する。四項目を回答と同時に三項目の確認書を提示しようとしたが「全教諭が確認し」「全教諭が責任を負う」という二点について、教諭会で意見がまとまらない。

九月三十日 橘女子学園にたいし、教職員会の決議文、父兄会、生徒会執行部の声明文を提出し、授業開始時期について交渉する。

同日夜、共闘委とはなしあい、回答、確認書をわたす。

十月一日 午後六時、商高共闘より臨光館の教職員室封鎖を自主解除する宣言書をうけとる。午後八時から共闘委生徒、共闘委OBにより封鎖解除がはじめられた。

十月二日 大学今出川校地および学生会館が京都府警の捜索をうける。

全教職員で、封鎖のあとかたづけおよび必要な教具を搬出する。橘女子学園校長から九日からの借用を予定してよいと

の回答を得る。

十月三日 藤川学園ホールで全学生徒集会を開き、十月十一日から橘女子学園で授業再開の予定であると説明した。

十月七日 橘女子学園から「校舎を貸すことはできない」といつてくる。

十月九日 栄光館で全学生徒集会。十一日から四年生は藤川学園で授業を再開することを提案する。

十月十一日・十三日 藤川学園四年生クラス生徒集会。

十月十四日 父兄会臨時總會。

十月十五日 四年生授業再開（藤川学園御池校舎）

十月十六日 学年別集会。

十月二十二日 学年別集会。

十月二十三日 三年生授業再開（藤川学園御池校舎）。

十月二十九日 一、二年生授業再開（藤川デザイン学院高原町校舎）。

十一月一日 校長正式に復帰、校務をとることになる。